

「三郷市国際交流協会日本語教室」要綱

平成 22 年 4 月 7 日制定

平成 23 年 2 月 23 日改正

令和元年 12 月 13 日改正

1. 総 則

- (1) 本日本語教室は、「三郷市国際交流協会日本語教室」(以下「日本語教室」という)と称する。
- (2) 日本語教室の通称を”三郷にほんご ひろば”とする。
- (3) 本日本語教室は、日本語学習活動を通じ国際交流をはかり、三郷市国際交流協会(以下「協会」という)の多文化共生事業として、協会の承認によって運営されるものとする。

2. 目 的

- (1) 市内及び近隣在住の日本語を母語としない人(以下「学習者」という)の日本語学習を支援する。尚、日本語学習支援活動に携わる人を日本語指導ボランティア(以下「スタッフ」という)と称する。
- (2) 学習者が日本語を通して、地域社会との関係の一層の向上と、地域との交流を支援する。
- (3) イベントや事業への学習者及びスタッフの参加により、国際交流を促進する。

3. 日本語教室主催者および運営担当者

主催者：三郷市国際交流協会

運営担当者：国際化推進部会

4. 協会の役割

- (1) 日本語教室の企画・運営のサポート。
- (2) 日本語教室、地域交流などに関する情報提供。

5. 役 員

日本語教室の運営に当たり、次の3名の役員を置く。

代表 1 名

副代表 1 名

会計 1 名

6. 役員選出及び任期

スタッフの合議により選出し、国際化推進部会で承認する。

任期は2年とする。ただし、再任の期間は別途スタッフで合議し、国際化推進部会で承認する。

7. 日本語教室開催場所・日・時間

三郷市立瑞沼市民センター（所在地 三郷市上彦名870番地）
毎週金曜日 午後7時から午後8時45分

8. スタッフ

スタッフは、日本語を母語としない人への日本語指導に興味があり、ボランティアとして無償で活動できる者とし、協会に日本語指導ボランティアとして登録をする。但し、日本語指導スタッフとしての経験、年齢、また協会への加入の有無は問わない。

9. 活動内容

- ・日本語教室を運営し、学習者の日本語能力習得を支援する。
- ・学習者の日常生活、教育機会、社会生活の向上を図るよう支援する。
- ・学習者の協会イベントや事業に参加する事を支援する。
- ・スタッフの指導力向上のための研修、及び新規スタッフの募集と養成。
- ・既設の各日本語教室と共働し、相互に情報交換する。

10. 本要綱の改廃

本要綱の改廃は、三郷市国際交流協会 国際化推進部会の承認の下、実施する。

11. その他

ここに定めるもののほか、運営上必要な事項は国際化推進部会で審議し、定める。